

(総務委員会)

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措

置法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

1 俸給月額 of 改定

内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、引き下げる。

2 期末手当等の改定

イ 内閣総理大臣等(秘書官を除く。)の期末手当について、十二月期の支給割合を変更し、年間支給月数を三・三月に引き下げる。

ロ 内閣総理大臣等(秘書官を除く。)の期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を変更する。

二、二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府代表の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、引き下げる。

三、施行期日

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、一の口は平成十六年四月一日から施行する。